

受付番号 事業所名 ()

受付日(確認日) 令和 年 月 日

短期入所

1. 申請書類

県
確認
法人
欄

- 1 様式第1号 指定申請書
- 2 (別紙)他の法律等において既に指定を受けている事業等について(該当する場合のみ)
- 3 付表4
- 4 定款、寄附行為等、登記事項証明書
※定款変更が済んでいない場合には、事業実施を決議した理事会議事録を添付すること。
- 5 平面図、事業所の位置図、写真
- 6 設備・備品等一覧表(消防設備も明記すること)
- 7 消防計画届出書の写し(消防局の受付印が押印されたもの)
- 8 管理者の経歴書
- 9 運営規程、重要事項説明書
- 10 苦情処理体制(苦情を解決するために講じる措置の概要)
- 11 主たる対象者を特定する理由等(主たる対象者を特定する場合のみ)
- 12 勤務体制・形態一覧表(別紙2)
- 13 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 14 資産状況がわかるもの(貸借対照表、財産目録等)
- 15 協力医療機関との契約状況がわかるもの(契約書の写し等)
- 16 事業計画書(様式任意)
- 17 指定書の写し(更新の場合のみ)
- 18 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書ほか書類一式

1. 人員に関する基準

法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所を「併設事業所」として設置する場合→Ⅰへ
法第5条第8項に規定する施設が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の
事業を行う事業所(「空床利用型事業所」)を行う場合→Ⅱへ
「併設事業所」又は「空床利用型事業所」以外の指定短期入所事業所(「単独型短期入所」)の場合→Ⅲへ

Ⅰ-Ⅰ(指定障害者支援その他法第5条第8号に規定する施設が併設事業所を設置する場合)

県
確認
法人
欄

併設施設(施設の種別 施設)

併設事業所利用者(推定)数 () 人 . . . ① (短期入所事業所)
併設本体施設(入所施設等)の入所者数 () 人 . . . ②
総数(①+②) () 人 . . . ③

- ③を当該施設の利用者数とみなした場合に当該施設として必要とされる人員の数が確保されている。※施設の種別により異なるため、個別に確認
- 管理者 常勤。ただし、管理上支障がない場合は兼務可

Ⅰ-Ⅱ(指定自立訓練(生活訓練)事業者等が併設事業所を設置する場合)

指定自立生活訓練(生活訓練)事業所の種類

イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数
イ. 指定自立訓練(生活訓練)等を提供する時間帯

- 指定自立訓練(生活訓練)等の利用者数及び併設事業所の利用者数の合計数を当該自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ. 指定短期入所を提供する時間帯（イ. に掲げる時間帯を除く）

次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者数が6以下 1以上
(2) 当該日の指定短期入所の利用者数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者数が6を超えて又は6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

II-1 (入所施設等である施設が、指定短期入所事業所として空床利用型短期入所事業所を設置する場合)

空床利用(施設の種別 施設)

当該施設入所定員 () 人

- 当該施設の利用者数及び空床利用事業所の利用者数の合計数を当該施設の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上が確保されている。
 管理者 常勤。ただし、支障がない場合は兼務可

II-2 (指定自立訓練(生活訓練)事業者等(日中サービス支援型共同生活援助事業者を除く)が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合)

指定自立生活訓練(生活訓練)事業所の種類

イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ. 指定自立訓練(生活訓練)等(日中サービス支援型共同生活援助を除く。)を提供する時間帯

- 指定自立訓練(生活訓練)等(日中サービス支援型共同生活援助を除く。)の利用者数及び空床利用型事業所の利用者数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ. 指定短期入所を提供する時間帯（イ. に掲げる時間帯を除く）

次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者数が6以下 1以上
(2) 当該日の指定短期入所の利用者数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者数が6を超えて又は6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

III-1 (指定生活介護事業所等において指定短期入所の事業を行う場合)

イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ. 指定生活介護等を提供する時間帯

- 指定生活介護等の利用者数及び空床利用型事業所の利用者数及び単独型事業所利用者数の合計数を当該指定生活介護等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ. 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であってイ. に掲げる時間以外の時間

次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者数が6以下 1以上
(2) 当該日の指定短期入所の利用者数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者数が6を超えて又は6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

III-2 (指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合)

- III-1の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

2. 設備に関する基準

法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所を「併設事業所」として設置する場合→Ⅰへ

法第5条第8項に規定する施設が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（「空床利用型事業所」）を行う場合→Ⅱへ

「併設事業所」又は「空床利用型事業所」以外の指定短期入所事業所（「単独型短期入所」）の場合→Ⅲへ

Ⅰ（併設事業所の場合）

併設事務所（施設の種別 _____ 施設）

- 併設事業所として居室が確保されている。
支障がない場合、併設本体施設の設備（居室を除く）を利用可

Ⅱ（空床利用型短期入所事業所の場合）

空床利用（施設の種別 _____ 施設）

- 施設として必要とされる設備を有していること

Ⅲ（単独型短期入所事業所の場合）

指定生活介護事業所等の種別（施設の種別 _____ ）

単独事業所 _____

- 居室 1室あたり定員4名以下 1名あたり収納設備等を除き8平方メートル以上
寝台またはこれに代わる設備
ブザー又はこれに代わる設備
地階に設けてはならない
- 食堂 食事の提供に支障のない広さ
- 浴室 利用者の特性に応じたもの
- 洗面所 利用者の特性に応じたもの
居室のある階ごとに設けること
- 便所 利用者の特性に応じたもの
居室のある階ごとに設けること
- その他運営上必要な設備

3. 運営に関する基準

Ⅰ 運営規程

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員
- ④ 指定短期入所内容及び利用者から受領する費用の種類及び額
- イ 短期入所の内容
- ロ 利用料（市町村長が定める基準）
- ハ その他に必要な経費 等
- ⑤ サービス利用にあたっての留意事項
- ⑥ 緊急時における対応方法
- ⑦ 非常災害対策
- ⑧ 主たる障害の種類を定めた場合は当該障害の種類
- ⑨ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑩ その他の運営に関する重要事項

2 苦情処理体制

- 苦情を受け付けるための窓口の設置等

4. 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準

- ① 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上
- ② 指定短期入所生活介護等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること
- ③ 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から適切な技術的支援を受けていること

5. 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数を除して得た面積が、概ね7.43平方メートル以上
- ② 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること
- ③ 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から適切な技術的支援を受けていること